

報道機関各位

客引き行為等の適正化に関する条例 違反者の氏名等の公表について

北九州市では、市民や本市を訪問する皆様にとって安心・安全なまちづくりの推進等を目的として、令和4年10月から「北九州市客引き行為等の適正化に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行し、「客引き行為等禁止区域」（以下、「禁止区域」という。）に指定した区域において条例に違反して客引き行為等を行い、又は行わせた者に対して、条例に基づく指導等を行っております。

この度、本市の度重なる指導及び勧告にもかかわらず、禁止区域において繰り返し客引き行為等を行い、又は行わせ、条例第10条の規定による命令に違反した者の公表を下記のとおり行いましたので、お知らせいたします。

記

- 1 命令違反したもの 住 所：北九州市小倉南区富士見二丁目
氏 名：森 由美子（もり ゆみこ）
性 別：女
年 齢：40歳
関連店舗：和楽路（わらじ）
関連店舗住所：北九州市小倉北区京町一丁目6番30号

公表の原因となる事実

令和5年9月8日に小倉都心客引き行為等禁止区域内において条例第9条に規定する違反行為（以下「違反行為」という。）である客引き行為を行ったことについて、同日付けで条例第10条の規定により違反行為を行ってはならない旨の命令を受けたが、令和6年2月14日に同区域内の北九州市小倉北区京町二丁目6番12号先において当該命令に違反して客引き行為を行った。

- 2 命令違反したもの 住 所：北九州市小倉北区篠崎一丁目10番1号
会社名：株式会社メグリオ
代表者：代表取締役 原岡 和子
関連店舗：和楽路（わらじ）
関連店舗住所：北九州市小倉北区京町一丁目6番30号

公表の原因となる事実

令和5年9月8日に小倉都心客引き行為等禁止区域内において条例第9条に規定する違反行為（以下「違反行為」という。）である客引き行為を行わせたことについて、同月15日付けで条例第10条の規定により違反行為を行ってはならない旨の命令を受けたが、令和6年2月14日に同区域内の北九州市小倉北区京町二丁目6番12号先において当該命令に違反して客引き行為を行わせた。

- 3 公表日
令和6年3月8日（金） 8時45分

- 4 公表に用いる媒体
(1) 北九州市公報
(2) 安全・安心推進課ホームページ

URL：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/14700168.html>



ホームページ
QRコード

【問合せ先】

市民文化スポーツ局 安全・安心推進課
電話 093-582-2911
担当 印（課長）、濱本（係長）